困ったときや、悩んだときは、まわりの人に相談しましょう

相談場所一覧(秘密は守られます)

児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)番 【厚生労働省】

24時間子どもSOSダイヤル

24時間365日いつでもメールでも電話でも相談できます。

☎0120-0-78310 (全国共通) または☎0466-81-8111

Eメール soudan@edu-ctr.pref.kanagawa.jp ※返信に数日かかることがあります。

【県立総合教育センター:教育相談センター】

鎌倉市の相談窓口

◎鎌倉市いじめ相談ダイヤル

月曜日~金曜日 9:00~17:00

【鎌倉市教育センター】

第2 • 第4 火曜日 9:00~18:00

☎0467-24-5235 パソコン・スマートフォンから、WEBでも相談できます。

◎鎌倉市教育センター相談室

月曜日~金曜日 9:00~17:00

☎0467-24-3386または

[休み]土曜日、日曜日、祝日、年末年始

20467-24-3495

◎こどもと家庭の相談室

月曜日~金曜日 8:30~17:15

月曜日~金曜日 8:30~17:15

毎日 9:00~20:00

[休み]祝日・年末年始

[休み]土曜日、日曜日、祝日、年末年始

20467-23-0630

第2土曜日 8:30~17:00

[休み] 土曜日 (第2以外)、日曜日、祝日、年末年始

毎週 月曜日·水曜日·金曜日 13:00~17:00

【特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ】

鎌倉市役所以外の相談窓口

◎子どもの人権110番

【横浜地方法務局】

20120-007-110

◎人権・子どもホットライン

20466-84-1616

◎居場所のない子どもの電話相談

2050-1323-3089

【神奈川県】

鎌倉市の公式LINEアカウント 選挙 子どもの情報などを配信しています。

発 行 令和2年3月

発行者 鎌倉市 こどもみらい部 こども支援課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 TEL: 0467-23-3000(代表)

条例の全文と説明は、鎌倉市ホームページに掲載しています。

子どもがのびのびと自分らしく 育つまち鎌倉条例をつくりました。

中学生・高校生のみなさん!みなさんは、限りない可能性を持っています。 みなさんが豊かな人間性や社会の一員として生きていく力を身に付け、自分 らしく成長していくためには、地域社会から適切な支援を受けるとともに、 一人の人間として尊重されなければなりません。

子ども一人ひとりが生まれながらに持っている権利をみんなで守ろうと して決めた条約(国どうしの約束)が、「児童の権利に関する条約」です。

鎌倉市では、この「児童の権利に関する条約」の考え方をふまえて、みな さんが大切にされ、育っていけるように、地域社会の全ての人がその役割を 果たし、子どもたちを応援していくことができるよう、この「子どもがのび のびと自分らしく育つまち鎌倉条例」をつくりました。



基本理念

- ① 子どもが、障害の有無、性別、国籍、 経済状況、家族のかたち等にかかわらず、 差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、 安心して生きていくことができるよう、 一人の人間として尊重されること。
- ③ 子どもが、成長の段階に応じて学び、 生活の支援を受けることで、社会で生活 する能力を身に付けること。
- ⑤ 子どもへの支援は、市、保護者、地域住 民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が それぞれの責務や役割を果たすとともに、 相互に連携協力して継続的に行われる こと。

② 子どもが、心身の健やかな成長を妨げら れることがないよう、子どもの最善の利益 が追求され、児童虐待を受けることがな く、安心して生きていくことができる環境 が整えられること。

④ 子どもが、何を思い、何を感じながら 行動し、又は活動しているのか理解され、

一人一人の個性や 可能性を伸ばす ことができる環 境が整えられる こと。

※子ども:この条例で「子ども」 とは、18歳になる年度末まで の人をいいます。



子どもがのびのびと自分らしく育つまちを つくるため、大人たちの役割を決めました。

子どもを社会全体で健やかに育むため の計画を立て、子どもたちを支える取組 を行います。子どもの意見を聞きながら、 取組を進めます。

地域の人

子どもを地域社会の一員と認識し、子 育て中の家庭にとって安心して子育てを し、子どもが安全で安心して生活ができ る地域となるよう努めます。

事業者

子育て中の家庭の従業員が、子どもと 接する時間を十分に確保できるように 努めます。

保護者

子どもにとって最もよいことを考え、 子どもの思いや置かれている状況などを 理解しながら、より良い家庭環境づくり に努め、子どもを育てます。

保育所、幼稚園、学校など

子どもの能力や可能性を最大限に伸ば すことができるよう、集団生活を通じて 豊かな人間性・社会性を身に付けられる ように応援します。



鎌倉市では、子どもの育ちの支援に取り組みます。

- ○特別な支援が必要な子どもが、健やかに育ち、学ぶことができるようにします。
- 〇児童虐待が起こらないようにし、早く発見できるようにします。
- 〇いじめが起こらないようにし、早く発見できるようにします。
- ○互いの違いを認め、尊重し合うことができる社会をつくります。
- 〇子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることがないようにします。
- ○不登校や、ひきこもりについて課題を解決していきます。
- 〇子どもが分かりやすい、情報発信をします。
- ○子どもが自由に意見を言ったり、夢を話したりする機会をつくります。
- 〇子どもが自分らしく遊んだり、休んだり、集まったりすることができる 場をつくります。
- 〇子どもが地域でいろいろな年齢の人と交流できるように、応援します。
- ○困りごとの相談体制を強化します。



どうしてこの条例ができたんだろう?(児童の権利に関する条約について)

世界中の子どもたちが生まれたときから持っている「権利」をみんなで大切にしようと決めた国 どうしの約束が「児童の権利に関する条約」です。鎌倉市の「子どもがのびのびと自分らしく育つ まち鎌倉条例」はこの条約の考えにのっとっています。条約では子どもの4つの権利を保障してい ます。

生きる権利

子どもの命が守られ、 大切にされ、健やかに 生きること。

育つ権利

自分らしさが認められ、 安心して学校に行ったり、 遊んだりすること。



守られる権利

暴力や虐待、 いじめ等を受け ないこと。



参加する権利

思ったことを自由に言ったり、 それが大切にされたり、集まって グループを作れたりすること。

